

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年10月2日

【会社名】 ソフトバンク株式会社

【英訳名】 SOFTBANK CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 孫 正義

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 IR室長 大久保 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 IR室長 大久保 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年10月1日、当社を株式交換完全親会社、イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」）を株式交換完全子会社とする株式交換契約（以下「本件契約」）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 本件契約に基づく株式交換（以下「本件株式交換」）の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金（又は出資）の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	イー・アクセス株式会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
代表者の氏名	代表取締役会長 千本 倅生
資本金の額	18,503百万円（2012年3月31日現在）
純資産の額	86,371百万円（2012年3月31日現在）
総資産の額	352,312百万円（2012年3月31日現在）
事業の内容	ブロードバンドIP通信サービス

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）（単位：百万円）

事業年度	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
売上高	83,067	181,541	-
営業利益	19,151	14,967	-
経常利益	10,828	5,088	-
純利益	4,148	14,565	-

（注）イー・アクセスは、2010年7月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社を完全子会社とする株式交換を行い、その後2011年3月31日付で連結子会社のイー・モバイル株式会社を吸収合併したため、2011年3月期末において連結子会社が存在せず、2011年3月期末の連結貸借対照表を作成していません。また2011年3月期の連結決算は、イー・モバイル株式会社の2010年4月1日から2011年3月30日の業績に、イー・アクセスの9ヶ月分（2010年7月1日から2011年3月31日）の業績を連結した金額を記載しております。

（単体）（単位：百万円）

事業年度	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
売上高	77,029	70,906	204,743
営業利益	17,395	17,413	24,441
経常利益	15,027	15,807	12,184
純利益	10,015	18,228	15,156

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（2012年3月31日時点）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社	25.30%
エムエルピーエフエス カस्टディー アカウント	6.09%
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ワン合同会社	4.56%
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド (F5-108)	3.21%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3.01%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	なし
人的関係	なし
取引関係	当社連結子会社のソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」）がMVNO（仮想移動体通信事業者）として、イー・アクセスの高速データ通信ネットワークを利用しています。

(2) 本件株式交換の目的

イー・アクセスを当社の完全子会社にすることで、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くことができ、モバイルブロードバンドの普及を一段と加速させていくことが可能になると考えています。なお、本件株式交換後も、イー・アクセスの「イー・モバイル」ブランドでのモバイル事業は継続する予定であり、モバイル事業と固定通信事業を含めたイー・アクセスの事業の基本方針の変更は現時点で予定しておりません。

(3) イー・アクセスの完全子会社化による効果

移動体通信サービスのネットワークの相互活用

当社の連結子会社であるソフトバンクモバイルとイー・アクセスは、移動体通信サービスのネットワークを相互に活用していきます。ソフトバンクモバイルは、イー・アクセスに対し、900MHz帯（3GPPオペレーティングバンドにおけるBand8）及び2.1GHz帯（3GPPオペレーティングバンドにおけるBand1）のネットワークを提供します。これにより、イー・アクセスは音声及びデータ通信サービスをより広範囲に提供することが可能になります。一方、イー・アクセスは、ソフトバンクモバイルに対し、データ通信サービス用に1.7GHz帯（3GPPオペレーティングバンドにおけるBand3）のFDD-LTE方式のネットワークを提供します。これにより、ソフトバンクモバイルは、2.1GHz帯と1.7GHz帯の両方でFDD-LTEサービスを提供することが可能になります。

基地局ロケーションの効率的運用についての相互協力

ソフトバンクモバイル及びイー・アクセスは、相互に提供するネットワークに係る基地局のロケーションについて協議し、効率性の観点からロケーションの共用化や基地局の新設、移転等を行います。これにより短期間でのカバレッジエリアの拡大、設備投資額及びランニングコストの削減が可能になります。

シナジーの創出

(a) 営業力の強化

ソフトバンクモバイルの取扱店は約7,000店（2012年8月末現在）、イー・アクセスの取扱店は約2,000店（2012年8月末現在）あります。ソフトバンクモバイル及びイー・アクセスは、それぞれの取扱店で相互のサービス・商品を積極的に販売していきます。また、ソフトバンクグループで法人営業を担うソフトバンクテレコム株式会社がイー・アクセス（「イー・モバイル」ブランド）のサービス・商品も販売します。移動体通信サービスのネットワークの相互活用によって双方のサービスの競争力が向上することに加えて、こうした取り組みにより営業力の強化を図り、顧客基盤を一層拡大させていきます。

(b) 携帯端末の調達単価の低減

上記の営業力の強化により携帯端末の販売台数の増加が見込まれます。調達台数の増加や共同調達等によるボリュームメリットを通じて、携帯端末の調達単価の低減も見込まれます。

(c) バックボーンネットワークの共用

イー・アクセスの移動体通信サービス及びADSLサービスのバックボーンと、ソフトバンクグループのバックボーンを共用し、コスト低減を図ります。

(4) 本件株式交換の要旨

株式交換の日程

2012年9月28日 取締役会承認決議（当社）
2012年10月1日 取締役会承認決議（イー・アクセス）
2012年10月1日 本件契約締結（当社、イー・アクセス）
2013年2月22日（予定） 最終売買日（イー・アクセス）
2013年2月25日（予定） 上場廃止日（イー・アクセス）
2013年2月28日（予定） 本件株式交換の効力発生日

なお、本件株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により当社の株主総会の承認を受けないで行われる予定であり、イー・アクセスについては株主総会（2013年1月頃を目処として臨時株主総会を開催予定）の承認を得る必要があります。本件株式交換の具体的な日程につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

上記日程は当社及びイー・アクセスの合意により変更されることがあります。

（注1）本件株式交換は、イー・アクセスの株主総会による承認が得られること、仮に、当社の株主総会による承認が必要とされる場合には、かかる承認が得られること、日本の独占禁止法による届出手続の完了（公正取引委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知又は緊急停止命令の申立を受けておらず、かつ同法に基づく措置期間が経過していることを含む。）、並びに海外の競争法による事前届出等の手続が要求される場合における当該手続の完了を、その実行の条件とします。

株式交換の方法

当社が株式交換完全親会社、イー・アクセスが株式交換完全子会社となる株式交換により行います。

株式交換に係る割当ての内容

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社がイー・アクセスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるイー・アクセスの株主（但し、当社を除く。）に対して、その所有するイー・アクセスの普通株式に代わり、その所有するイー・アクセスの普通株式数の合計に本件交換比率（以下に定義します。）を乗じた数の当社の普通株式を、交付します。但し、会社法第785条の規定に基づき、その保有する株式の買取りの請求をしたイー・アクセスの株主については、当該株主に代えて、イー・アクセスに対し、当社の普通株式を割り当て交付するものとし、また、本件株式交換に際してイー・アクセスの各株主に対して割り当てるべき当社の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、当社は、当該株主に対し、会社法第234条の規定に従い金銭（但し、1円未満の端数は切り上げる。）を交付します。

本件交換比率は、イー・アクセスの普通株式の評価額を1株52,000円とし、これを本件契約締結日前日までの3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。）である1株3,108円（以下「本件基準価格」）で除した数である16.74（以下「本件交換比率」）とします。但し、本件契約締結日後（同日を含まない。）の10取引日間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、以下「公表後基準価格」）が、本件基準価格の85%未満である場合には、本件交換比率は、52,000円を公表後基準価格で除した数（小数点第2位未満は切り上げるものとする。）に調整されるものとします。

当社が本件株式交換により交付する当社の普通株式は、基本的には新規に発行することを予定しておりますが、当社がその時点で保有する自己株式の一部を交付する可能性もあります。本件株式交換により交付する当社の普通株式数については、上記の本件交換比率の調整及びイー・アクセスが発行する新株予約権又は新株予約権付社債の保有者による当該新株予約権又は新株予約権付社債の行使等の理由により今後変更される可能性があり、現時点では確定しておりません。

(注1) 単元未満株式の取り扱い

本件株式交換に伴い、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様については、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

会社法第192条の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注2) 1株に満たない端数の処理

本件株式交換に際してイー・アクセスの株主の皆様(但し、当社を除きます。)に対して割り当てるべき当社の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、当社は、当該株主の皆様に対し、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)の金銭をお支払い致します。

本件株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

イー・アクセスが発行している新株予約権の取扱いについては、本件契約において以下のとおりしております。

当社は、本件株式交換に際して、その効力が生ずる直前時において残存している未行使のイー・アクセスの発行する新株予約権(但し、2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は除きます。)の新株予約権者に対し、本件交換比率を勘案の上、イー・アクセスが本件株式交換実行の直前に公正価額で現金で当該新株予約権を買い取る場合と同様の経済的価値を有する当該新株予約権に代わる当社の発行する新株予約権を交付します。

イー・アクセスは、本件株式交換のために必要となるイー・アクセスの株主総会で本件株式交換契約の承認が得られた場合、イー・アクセスが発行した2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債のすべてを、その発行要項の規定に従い、本件株式交換の効力発生日までの日を償還日として、繰上償還し、当社は、かかる繰上償還のための資金調達に関し協力します。

その他の本件株式交換の契約の内容

当社及びイー・アクセスが平成24年10月1日に締結した株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

ソフトバンク株式会社(以下「甲」という。)、イー・アクセス株式会社(以下「乙」という。)は、甲が乙を完全子会社化して経営統合をするための取引(以下「本件取引」という。)について、平成24年10月1日(以下「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本件取引)

1. 本件取引は、甲を株式交換完全親会社(その商号及び住所は本契約書末尾に記載したとおりとする。)、乙を株式交換完全子会社(その商号及び住所は本契約書末尾に記載したとおりとする。)とし、甲の普通株式を交換対価とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)により行うこととする。その交換比率は、乙の普通株式の評価額を1株52,000円とし、これを本契約締結日前日までの3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における甲の普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。)である1株3,108円(以下「本件基準価格」という。)で除した数である16.74(以下「本件交換比率」という。)とする。但し、本契約締結日後(同日を含まない。)の10取引日間の株式会社東京証券取引所における甲の普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、以下「公表後基準価格」という。)が、本件基準価格の85%未満である場合には、本件交換比率は、52,000円を公表後基準価格で除した数(小数点第2位未満は切り上げるものとする。)に調整されるものとする。本件株式交換により、甲は、乙の発行済株式の全部(但し、甲が所有する乙の株式を除く。)を取得する。
2. 本件株式交換の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、平成25年2月28日とする。但し、本件株式交換の手の進行に応じ、やむを得ない事由があると認められるときは、甲乙協議の上、両者の書面による合意をもって、これを変更することができる。
3. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主(但し、甲を除く。)に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に本件交換比率を乗じた数の甲の普通株式を、交付する。但し、会社法第785条の規定に基づき、その保有する株式の買取りの請求をした乙の株主については、当該株主に代えて、乙に対し、甲の普通株式を割り当て交付するものとし、また、本件株式交換に際して乙の各株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、当該株主に対し、会社法第234条の規定に従い金銭(但し、1円未満の端数は切り上げる。)を交付する。
4. 本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。
5. 甲は、本件株式交換に際して、その効力が生ずる直前時において残存している未行使の乙の発行する新株予約権(但し、第6項に規定される2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除くものとし、以下本項において同様とする。)の新株予約権者に対し、第1項に規定する本件交換比率を勘案の上、乙が本件株式交換実行の直前に公正価額で現金で当該新株予約権を買い取る場合と同様の経済的価値を有する当該新株予約権に代わる甲の発行する新株予約権を交付する。
6. 乙は、第2条第2項に定める乙の株主総会で本契約の承認が得られた場合、乙が発行した2016年満期ユーロ円建

換社債型新株予約権付社債のすべてを、その発行要項の規定に従い、本効力発生日までの日を償還日として、繰上償還するものとし、甲は、かかる繰上償還のための資金調達に関し協力するものとする。

7. 甲及び乙は、本契約締結日後可及的速やかに株主総会の招集、及びこれらのために必要となる機関決定その他本件株式交換に必要な手続を執るものとする。
8. 甲及び乙は、本契約締結日後本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営（乙の従業員の労働条件の管理及び新規採用を含む。）を通常の業務の範囲内で行い、また、その子会社をして行わしめるものとし、第三者との間で実質的にグループ会社の事業・資産の移転等の効果を有する取引、その準備行為その他、本件取引と矛盾又は抵触し得る一切の行為を行わないものとする。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間、相手方当事者の書面による同意を得ることなく、株式分割、株式併合、新株式の発行、新株予約権の付与その他本件交換比率に影響を及ぼす行為を行ってはならない。本項の規定は、甲及び乙が各々の株主に対し、従前の配当政策に合致する範囲内で、剰余金の配当を行うことを妨げるものではない。

第2条（手続上の協力）

1. 甲は、本件株式交換が、会社法第796条第3項本文の規定の要件を充足し、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件株式交換を行うものと認識している。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、甲の株主総会を開催して本契約について株主総会の承認を求めるものとし、また、甲の代表取締役社長である孫正義氏（同氏が実質的に支配する他の甲株主を含む。）から、本項但し書きに規定する事由その他の事由により本件株式交換に関し甲の株主総会の承認が必要となった場合にはこれに賛成する旨の確約を得ている旨を表明し保証する。
2. 乙は、平成25年1月頃を目処として乙の臨時株主総会を開催し、本契約の承認を求める。但し、乙は、第3項に基づきこれを変更し乙の定時株主総会において、本契約の承認を求めることができる。
3. 前2項に定める手続（乙の臨時株主総会の開催日を含む。）は、本件株式交換の手続の進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
4. 甲及び乙は、前三項に規定する手続に加え、本契約締結日後可及的速やかに、本件取引を行うために必要となる、その他の日本及び海外における法令上の手続及び対応（公正取引委員会への届出、これらを含む関係当局への報告・届出等、並びに金融商品取引所及び海外市場における届出・ファイリング等を含むが、これらに限られない。）を、相互に協議の上、協力して適時に行うものとする。
5. 本件株式交換が、米国の証券取引に関する規制（Form F-4又はForm CBの提出を含む。）に服することが明らかとなったときは、甲及び乙は相互に速やかに連絡するとともに自らについて必要な手続、対応を執り、また、相手方について必要な手続、対応を執るのに協力するものとし、また甲の請求により、本最終期限日（第5条第2項で定義される。）は平成26年3月31日に変更されるものとする。
6. 本件株式交換は、第2項に規定する乙の株主総会による承認が得られること、第1項但し書きにより、甲の株主総会による承認が必要とされる場合には、かかる承認が得られること、日本の独占禁止法による届出手続の完了（公正取引委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知又は緊急停止命令の申立を受けておらず、かつ同法に基づく措置期間が経過していることを含む。）、並びに海外の競争法による事前届出等の手続が要求される場合における当該手続の完了を、その実行の条件とする。

第3条（乙の事業運営、経営体制及び従業員の処遇）

1. 甲は、本件株式交換が実行された後3年間、乙の取締役会を、本件株式交換の実行直前に乙の取締役会が指名する者3名（但し、これらの者が退任する場合、当該退任の直前における乙の取締役会が指名する者とする。）と、甲が指名する者2名で構成させるものとする。また、甲は、本件株式交換の効力が生じた場合、乙の役員又は役員であった者（乙との間で責任限定特約を締結していない者に限る。）に対して、本件株式交換の実行以前に発生した事由を原因として、その責任を追及する株主代表訴訟その他の手続を執らないものとする。
2. 甲は、本件株式交換が効力を生じた後、乙をして、本件株式交換の効力発生日における乙の従業員（同時点における乙の合理的な人数の採用内定者を含む。）の雇用を維持させ、かつ、本件株式交換の効力が生じた後3年間（但し、非正規従業員については1年間）は、乙の従業員について、本契約締結時点における給与水準その他の雇用条件と同等の条件を維持させるものとする。
3. 本件株式交換の効力発生後の乙の事業で使用するブランドその他乙の事業運営の基本方針については、当面現状を維持することを原則としつつ、これを変更する必要がある場合には、甲及び乙の今後の協議により合意して定めるものとする。

第4条（表明及び保証）

1. 甲は、以下の事項を表明し保証する。
 - (1) 本契約の締結について、甲の取締役会の承認を適法に得ていること。
 - (2) 甲が、本契約締結日後、本効力発生日までの間のいずれの時点においても米国1940年投資会社法（Investment Company Act of 1940, as amended）に定義された投資会社（Investment Company）に該当しないこと。
2. 乙は、本契約の締結について、乙の取締役会の承認を適法に得ていることを表明し保証する。

第5条（補償規定）

1. 甲及び乙は、本契約に規定された自らの義務に違反した場合及び本契約に規定された自らの表明及び保証の違反があった場合、かかる事由により相手方に生じた損害、損失又は費用（合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。）を、相手方の請求により補償するものとする。
2. 甲又は乙は、相手方の本契約に規定された義務の違反又は本契約に規定された表明及び保証の違反により平成25年9月30日（以下「本最終期限日」という。但し、第1条第2項但書により本効力発生日が本最終期限日より後に変更された場合には当該日をいう。）までに本件株式交換の効力が発生しなかった場合、相手方に対して、金180億円を違約罰として支払う。なお、この場合、当該違約罰のほか、債務不履行、瑕疵担保責任、不法行為責任、法定

責任その他法律構成の如何を問わず、相手方に対して損害等その他の負担につき賠償、補償その他の請求をすることはできないものとする。

第6条（解除）

1. 甲及び乙は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、相手方に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が本契約上の義務に違反し、催告後30日以内に当該違反が是正されない場合
 - (2) 相手方が支払不能又は支払停止の状態になった場合
 - (3) 相手方につき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始申立てが行われた場合（但し、第三者が行う申立てについてはかかる申立てに理由がある場合に限る。）
 - (4) 第2条第6項に規定する本件株式交換の実行の条件が、本最終期限日までに成就しなかった場合
 - (5) 本件株式交換の効力が本最終期限日までに発生しなかった場合
2. 第1項に基づく本契約の解除は、第5条に規定する補償請求を妨げるものではない。

第7条（秘密保持義務）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意がない限り、本契約の存在及び内容、本契約の締結交渉の状況及び内容、交渉過程において知り得た情報等（以下「秘密情報」という。）を第三者に対して開示・漏洩してはならないものとする。但し、法令又は金融商品取引所規則上開示が必要となる場合、並びに、秘密保持義務を課した上で役員・従業員（ソフトバンクモバイル株式会社の役員・従業員を含む。）、弁護士、会計士、アドバイザー、資金調達を検討する場合の当該資金の提供者、及び第三者との間の契約により秘密情報の開示・報告義務を負う場合の当該第三者へ開示する場合を除く。

第8条（対外公表）

甲及び乙は、本件取引及びその他本契約の内容に関して対外的な公表（法令上、又は公的機関等の要請により行われるものを含む。）を行う場合には、その内容、時期及び方法等について協議の上、合意により、これを行うものとする。なお、本件取引の公表は、両者協議の上、可及的速やかに行うものとする。

第9条（費用負担）

本契約の検討、作成、交渉、締結又は履行その他本契約に定める取引に関連して発生する費用は、全て各自の負担とする。

第10条（本契約上の権利等の譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約上の権利若しくは義務又は本契約上の地位について、第三者に対する譲渡その他の処分、承継を行ってはならない。

第11条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従って協議の上、その解決に努めるものとする。

第12条（準拠法・専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

[以下余白]

上記合意の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、甲及び乙が各自1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲
東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役社長 孫 正義

乙
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
イー・アクセス株式会社
代表取締役会長 千本 倅生

（5）本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠 算定の基礎等

本件交換比率は、上記（4）のとおりです。

当社は、上記（3）のとおり、当社の連結子会社であるソフトバンクモバイルを通じて、イー・アクセスと業務提携を行うことにより、イー・アクセスが保有する移動体通信サービスのネットワークを活用すること、基地局の効率的な運用を行うことにより、営業力の強化による顧客基盤の拡大、携帯端末の調達単価の低減及びバックボーンネットワークの共用によるコスト低減といったシナジーを創出することができるものと考えております。

イー・アクセスは、今回の株式交換を機として、上記(3)のとおり、当社の子会社であるソフトバンクモバイルと業務提携を行うことにより、ソフトバンクモバイルが所有する900MHz帯及び2.1GHz帯のネットワークを活用し、商品力の強化が可能となり、同時に、イー・アクセスの1.7GHz帯のFDD-LTE方式のネットワークをソフトバンクモバイルに提供することにより、安定的収益を確保することが可能になると考えております。これにより、イー・アクセス株主にとっては、企業価値をより一層高めることが可能になります。本件株式交換によりイー・アクセスの株式は上場廃止となりますが、イー・アクセス株主は、イー・アクセス株式に代わり、当社株式の交付を受けることとなりますので、かかる業務提携の効果を織り込んだ企業価値を体現する株式を保有することになり、イー・アクセス株主にとり本件業務提携効果を受ける形で投資を継続することが可能になります。

2012年9月28日現在のイー・アクセスの普通株式の株価(終値)は15,070円です。当社とイー・アクセスは、イー・アクセスの現在の株価と、イー・アクセスが保有する移動体通信サービスのネットワーク、顧客基盤、及びソフトバンクモバイルとの間で創出が見込まれるシナジー等を総合的に勘案し、両社協議の上、イー・アクセスの普通株式の評価額を決定しました。

イー・アクセスのモバイルサービス累計契約数は420万件(2012年8月末現在)に上ります。ソフトバンクモバイルのモバイルサービス累計契約数は3,014万件(2012年8月末現在)に上ります。

当社及びイー・アクセスは、本件株式交換の株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務分析を依頼し、当社は、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)及び株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」)を起用いたしました。また、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ゴールドマン・サックス」)を起用いたしました。これらの財務アドバイザーによる株式交換契約に定める株式交換比率に関する財務分析の概要については、末尾の「株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要」をご参照ください。

また、当社は、2012年10月1日付にて、みずほ証券から一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。また、イー・アクセスは、2012年10月1日付にて、ゴールドマン・サックスから一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がイー・アクセスの株主(当社及びその関連会社を除く。)にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。また、イー・アクセスは、UBS証券株式会社からも、一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がイー・アクセスの株主(当社及びその関連会社を除く。)にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

算定の経緯

当社は、みずほ証券及びブルータス・コンサルティングによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、2012年10月1日、最終的に(4)「本件株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

財務アドバイザーとの関係

当社の財務アドバイザーであるみずほ証券及びブルータス・コンサルティングは、いずれも当社から独立しており、関係当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。ゴールドマン・サックスの関連会社は、イー・アクセス株式を1,057,168株(発行済イー・アクセス株式の約30.5パーセントを表します。)保有し、ゴールドマン・サックスの役員1名はイー・アクセスの取締役であり、またゴールドマン・サックス又はその関連会社の役員1名は当社の取締役です。なお、ゴールドマン・サックスは財務アドバイザーチームが、イー・アクセス株式を保有するゴールドマン・サックスの関係会社より独立して行為できるように、情報隔壁を設営しました。

(6) 本件株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金(又は出資)の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ソフトバンク株式会社
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 孫 正義
資本金又は出資の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	純粋持ち株会社

(注) 株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要の内容は次のとおりです。

株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要

1. ソフトバンクの各財務アドバイザーによる分析概要

(1) みずほ証券

みずほ証券は、ソフトバンクについては、ソフトバンク株式が金融商品取引所に上場しており、時価総額が大きく取引市場での流動性も高いことから、主として市場株価基準法(2012年9月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるソフトバンク株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。)を採用して算定を行いました。イー・アクセスについては、イー・アクセス株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法(2012年9月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるイー・アクセス株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎として

います。)を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」)を、それぞれ採用して算定を行っております。

DCF法による算定において前提としたイー・アクセスの将来の利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおりますが、これは主として、営業力強化による販売数量増及びバックボーンネットワークの共用等による増益を見込んでいるためです。

イー・アクセス株式1株に対するソフトバンク株式の割当株式数のレンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	4.72 ~ 5.27
類似企業比較法	2.57 ~ 6.65
DCF法	15.55 ~ 22.71

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、ソフトバンクから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、独自に評価または査定を行っておりません。みずほ証券の株式交換比率算定は、2012年9月28日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(2) プルータス・コンサルティング

プルータス・コンサルティングは、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、イー・アクセスについて類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」)による算定を行いました。ソフトバンクの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	4.583 ~ 5.335
類似会社比較法	2.728 ~ 6.134
DCF法	13.502 ~ 19.072

なお、市場株価基準法では、2012年9月30日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における、算定基準日から遡る1ヵ月、3ヶ月及び6ヶ月の株価終値平均を採用いたしました。

プルータス・コンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際し、ソフトバンクから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、イー・アクセスの財務予測に関する情報については、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。プルータス・コンサルティングの算定は、2012年9月30日までの上記情報を反映したものであります。

なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提としたイー・アクセスの利益計画は大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、営業力強化による販売数量増及びバックボーンネットワークの共用等による増益を見込んでいるためです。

2. イー・アクセスの財務アドバイザーによる分析概要

ゴールドマン・サックスは、フェアネス・オピニオンの作成過程において、市場株価法、類似会社比較法、並びに公開情報及びゴールドマン・サックスが利用することをイー・アクセスの経営陣が了承したイー・アクセス経営陣作成によるイー・アクセスの業績見込及び様々な永久成長率及びマルチプルに基づくDCF法による算定を行っております。各手法における算定結果は以下の通りです。下記の株式交換比率のレンジは、イー・アクセス普通株式(以下「イー・アクセス株式」)1株と交換に発行されるソフトバンク普通株式(以下「ソフトバンク株式」)数に関するものです。なお、市場株価分析については、2012年9月28日を基準日とし、基準日から遡る52週間のイー・アクセス株式の終値の高値及び安値を参照しております。また、DCF法による分析に用いたイー・アクセスの業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。類似会社比較法において比較対象とした会社は、いずれもイー・アクセスと直接的な比較対象となるものではありません。

ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの取締役会が本件株式交換を検討するにあたり、情報を提供し、支援する目的のために財務アドバイザーを務め、意見書を提供しており、当該意見書は、本件株式交換その他一切の事項に関するイー・アクセス株主の議決権行使について推奨を構成するものではありません。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス又はイー・アクセスの取締役会に対して特定の株式交換比率を推奨したことはなく、また、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。意見書はゴールドマン・サックス及びその関連会社のフェアネス・コミティーで承認されています。分析に関する説明の前提条件、手続、考慮事項及び制約事項の詳細については、下記の(注1)をご参照ください。

手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	3.92 ~ 7.07
類似会社比較法	0.22 ~ 16.87

D C F 法 (永 久 成 長 率 法)	6.42 ~ 15.60
D C F 法 (マ ル チ プ ル 法)	7.10 ~ 18.01

また、ゴールドマン・サックスは、増大・希薄化分析も実施しております。ゴールドマン・サックスは、意見書作成にあたって当該分析を全体として考慮し、当該分析において考慮された要素又は分析を特段重視することはしていません。ゴールドマン・サックスの財務分析及び意見書は、必然的に、2012年10月1日に存在した経済環境、金融環境、市場環境その他の状況、及び当該日にゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見書又は財務分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの同意を得て、イー・アクセスに関する一定の内部財務分析及び見込が、現在利用可能なイー・アクセス経営陣の最善な評価及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、別途明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、2012年9月28日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

(注1)

ゴールドマン・サックス及びその関連会社（総称して、以下本注において「ゴールドマン・サックス」）は、様々な個人及び法人顧客のために、商業銀行及び投資銀行及び財務アドバイザー・サービス、マーケット・メイキング及び取引、リサーチ及び資産運用（パブリック及びプライベート投資）、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、給付に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務及びサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス及びその投資する又は共同投資するファンドその他の法人は、イー・アクセス、ソフトバンク、それらの関係会社及び第三者の有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、又は本株式交換に関連するいずれかの通貨又はコモディティにつき、ゴールドマン・サックス又は顧客の勘定でいつでも買い持ち又は売り持ちのポジション又は投資を購入、売却、保有又は議決権行使することがあります。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換に関しイー・アクセスの財務アドバイザーを務め、本件株式交換に至る交渉に一定の関与を有しました。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換に関するそのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件株式交換の完了を条件としています。）、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する費用を填補すること及び一定の債務に対して補償することに同意しています。

ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス及びその関連会社に対し、2011年3月にイー・アクセスの100%子会社であるイー・モバイルの178,800,000,000円シニア・クレジット・ファシリティのリファイナンスに関してストラクチャリング・エージェントを務め、また2011年3月にイー・アクセスの2018年償還の8.25パーセント・シニア社債（元本総額420,000,000ドル）及び2018年償還の8.375パーセント・シニア社債（元本総額200,000,000ユーロ）の募集について共同マネージャーを務めたことを含め、随時投資銀行サービスを提供し、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門は報酬を受領しており又は受領する可能性があります。ゴールドマン・サックスは、ソフトバンク及びその関連会社に対し、随時投資銀行サービスを提供しています。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス、ソフトバンク及びそれらの関連会社に対して、今後投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス及びその関連会社の投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスの関連会社は、イー・アクセス株式を1,057,168株（発行済イー・アクセス株式の約30.5パーセントを表象します。）保有し、ゴールドマン・サックスの役員1名はイー・アクセスの取締役であり、ゴールドマン・サックスの役員1名はソフトバンクの取締役です。

その意見書に関連し、ゴールドマン・サックスは、本株式交換契約、イー・アクセス及びソフトバンクそれぞれの2012年3月31日に終了した5事業年度の有価証券報告書及び株主向けアニュアルレポート、イー・アクセス及びソフトバンクそれぞれの株主向けの一定の期中報告及び第二四半期報告書、その他のイー・アクセス及びソフトバンクの株主に対する一定のコミュニケーション、ゴールドマン・サックスが利用することに関するイー・アクセスの承認に応じて、ソフトバンクに関して公になっている一定のリサーチアナリストの報告書（以下「ソフトバンク・アナリスト報告書」）、イー・アクセスに関して公になっている一定のリサーチアナリストの報告書、並びに利用することに関するイー・アクセスの承諾に応じて、イー・アクセスの経営陣が作成したイー・アクセスに関する社内分析及び見込（以下「本業績見込」）について検討しました。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの経営幹部との間で、本件株式交換の戦略的合理性及び潜在的利点並びにイー・アクセスの過去及び現在の事業、財務状況及び将来見込に関する経営幹部の評価について協議し、ソフトバンクの経営幹部との間で、ソフトバンクの現在の事業、財務状況及び将来見込に関する経営幹部の評価並びにソフトバンク・アナリスト報告書について協議し、イー・アクセス株式及びソフトバンク株式の市場価格及び取引状況を検討し、イー・アクセス及びソフトバンクに関する一定の財務及び株式市場の情報を株式が上場されている一定の他の会社の類似した情報と比較し、携帯及び固定電話サービス業界その他の業界における近時の事業統合の財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思量したその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

意見書提供の目的において、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスと協議され、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関するあらゆる情報の正確性及び完全性について、イー・アクセスの同意を得て、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としております。かかる点に関連し、ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの同意を得て、本業績見込が、現在利用可能なイー・アクセス経営陣の最善な評価及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス若しくはソフトバンク又はそれらの子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、イー・アクセス若しくはソフトバンク、又は本件株式交換から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換が、本件契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を有する放棄又は修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスの意見書は、本件株式交換を行うことに関するイー・アクセスの経営上の意思決定又はイー・アクセスがとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件株式交換の利点について見解を述べるのではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスの意見書は、本件契約に従った本件交換比率が同意見書の日付において財務的見地からイー・アクセス株式の保有者（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって妥当性であることのみを述べています。本件契約若しくは本件株式交換のその他の条件若しくは事象又は本件契約で企図された又は本件

株式交換に関連して締結若しくは修正されるいかなる契約若しくは法的文書のいかなる条件若しくは事象（イー・アクセスの普通株式以外の有価証券の保有者、債権者その他のイー・アクセスの利害関係者にとっての本件株式交換の又は本件株式交換に関連して受領する対価の妥当性を含みます。）についても、また本件契約に基づく本件交換比率に従うか否かを問わず、本件株式交換に関してイー・アクセスの役員、取締役又は従業員等に対して支払われる又は支払われるべきあらゆる対価の金額又は性質についても、ゴールドマン・サックスはいかなる見解も表明せず、ゴールドマン・サックスの意見書は言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、ソフトバンク株式の将来の取引価格や、イー・アクセス又はソフトバンクの支払能力若しくは存続性又はイー・アクセス又はソフトバンクがその債務について支払期日に弁済する能力に対する本件株式交換の影響についての意見を一切述べるものではありません。

ゴールドマン・サックスの意見書は、必然的に、同意書作成日に存在した経済環境、金融環境、市場環境その他の状況、及び当該日にゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見書又は財務分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスの財務アドバイザーサービス及び意見書は、イー・アクセスの取締役会が本件株式交換を検討するにあたり、情報を提供し、支援することのみを目的としており、当該意見書は、本件株式交換その他一切の事項に関するイー・アクセス株主の議決権行使について推奨を構成するものではありません。ゴールドマン・サックスの意見書は、ゴールドマン・サックスのフェアネス・コミッティーの承認を受けています。

以上